

茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和7年3月10日（月） 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 12名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
6番 森川善仁	7番 齋藤輝児
8番 小川克巳（第二副小委員長）	9番 糸久敏秀
10番 小高一夫（第一副小委員長）	11番 光橋正人（第二小委員長）
13番 杉浦文子（会長職務代理者）	14番 鬼島一郎（会長）

出席推進委員 12名

平野芳之	加藤古志郎	小高 明	林 壽一
風戸茂樹	河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行
長谷川理成	鬼原 一	金澤 哲	杉崎 茂

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係 長 片岡雄一
係 長 芝崎一郎	主 査 鈴木秀彦	副主査 吉田茂則

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 10件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 9件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見回答について
- ・令和7年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第3回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が10件、農地法第5条の規定による許可申請が9件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が1件であり、合計20件となっております。また議案第21号では、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、議案第22号では、農用地利用集積等促進計画案の意見回答について、議案第23号では、令和7年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金についてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長をお願いいたします。

会長

ただ今より第3回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は6番森川委員、7番齋藤委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請について1号から10号議案の説明ですが、4号議案についてはまだ審議するに至らないということですので保留とし、4号議案を除いた議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

はじめに1号議案です。申請地は、栗生野字小島地先外2筆、畑3,433㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は渋谷の★★さん、譲渡人は栗生野の★★さんです。申請理由は、弟から農業者の姉への贈与です。譲り受ける農地にて稲及び果樹として栗を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター3台・耕運機・田植機・コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については、地域の決まりに従って行うとことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案ですが3号議案と買受人が同じですので併せて説明いたします。申請地は、南吉田字刺町地先外1筆、田879㎡、畑216㎡を売買しようとする申請です。買受人は南吉田の★★さん、売渡人は2号議案が南吉田の★★さん、3号議案が一宮町の★★さんです。申請理由は、自宅より近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻及び野菜等を栽培します。

ここで営農計画のチェック表ですが、経費として苗代・肥料代等で3万8千円を見込んでおります。生産した米及び野菜等はすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・耕運機・田植機を所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案ですが、ほ場整備が間に合わないため来月の審議としてほしい

旨、申請人から申し出がありました。

続きまして5号議案ですが6号議案と賃借人が同じですので併せて説明いたします。申請地は、上茂原字堰内地先外3筆、田3, 730㎡に賃借権を設定しようとする申請です。賃借人は箕輪の★★さん、賃貸人は5号議案が上茂原の★★さん外1人、6号議案が上茂原の★★さんです。申請理由は、自宅より近いためとのことです。営農計画として、借り受ける農地にて水稻を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在借受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、コンバイン・田植機・トラクターを所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法是周辺の農地に支障がないようにしたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、木崎字小池地先外1筆、畑1, 837㎡を売買しようとする申請です。買受人は木崎の★★さん、売渡人は茂原の★★さんです。申請理由は、申請地は自宅から近く耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、サツマイモ及びじゃがいもを作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・草刈り機・建築機械等を所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、集落営農や経営体への集積等の取り組み及び農薬使用方法などは、地域集落の指示に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は長尾字川田地先外3筆、田813㎡、畑27.97㎡の合計840.97㎡を売買しようとする申請です。買受人は長尾の★★さん、売渡人は小林の★★さんです。申請理由は、自宅に近接しており耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて野菜等を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち市内に農地はありません。いすみ市に自作地があり、いすみ市農業委員会から農業経営の実態証明が添付されております。いすみ市農業委員会に確認したところ、その中に遊休農地がないとの回答を得ております。主な機械の保有については、トラクター・耕運機・運搬機を所有しています。労働力、技術については、世帯員4名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用につきましては周辺環境等に影響のないよう地域の決まりに従いたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、小林字北向田地先、田862㎡を売買しようとする申請です。買受人は小林の★★さん、売渡人は小林の★★さんです。申請理由は、申請地は買受人が耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて水稻を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・田植機・コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬散布の際には周辺環境に配慮して実施するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、小林字姥田地先外1筆、田201㎡、畑204㎡を売買しようとする申請です。買受人は小林の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。兄弟間の売買でして申請理由は、申請地が買受人の所有地の隣接地のためとのことです。買い受ける農地にて、じゃがいも及びキャベツ等を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機を所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については近隣住民に迷惑がかからないように気を付けるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、姉弟間での贈与で現地もきれいになっていますので許可となりました。2号、3号議案、すでに耕作されておりますので問題なく許可となりました。4号議案は保留とのことです。5号、6号議案、賃借人は大きく農業をやられておりますので許可となりました。7号議案、畑として耕作されておりますので許可となりました。8号議案、買受人の近接した場所とのことで許可となりました。9号議案、ここも買受人が大きく農業をやられているので許可となりました。10号議案、兄弟間の売買とのことで許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請人は私の近所の方で、姉弟間での贈与です。ちょっと距離はありますがきれいに耕作してくれると思いますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人は現在渋谷に住んでおり、申請地までは少し距離がありますが通える範囲だと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号、3号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 2号議案はもう耕作の準備ができています。3号議案も作付けしており、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 2号議案は田んぼで、既に春の準備ができていました。本人もやる気がありますので、許可でよろしいと思います。3号議案ですが、今は家庭菜園をやっていますがこれを継承してやっていくということですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号、3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号、3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号、6号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員	賃借人は地域計画での担い手としてあがっておりますし、数年前からこの土地を耕作しておりますので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	いずれも現地は耕してあってきれいになっておりますので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。5号、6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号、6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地は野菜が作付けしてありまして、買受人は手広く農業をやられており、きれいに耕作してくれると思いますので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは売渡人の本家のすぐ前の農地ですが、本家には誰も住んでいない状況でして、今回購入して買受人が耕作してくれるということですので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	居住地に近接しているということもあり耕作はしやすいかと思います。野菜等を作付けする計画で農業従事者も4名いるということですので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は数年前に3条許可を受けた場所で、地目は田と畑ですけどほとんど畑の状態で、これからも買受人がきれいにしてくれると思いますので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案は許可ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは卸売団地の北側にあたる土地で、すでに耕作されており、耕作者が買い受けるということなので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	買受人が以前から耕作していて引き続き耕作するとのことですので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見

のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは狭い場所ですが、じゃがいもやキャベツを家庭菜園として行うとのことですので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地目は田と畑ですが、現地は畑です。野菜を作ってきれいにしてくれると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について11号議案から19号議案並びに農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について20号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。
はじめに11号議案です。計画変更承認申請の20号議案と一体計画となります。申請地は、本納字廻田地先、畑712㎡です。木崎の★★さんが、本納の★★さんから賃貸借の設定により土地を借り受けて、セレモニーホール用地とする申請です。当該地は平成9年2月20日付けにて自動車修理工場用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的が実現できなくなったため計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、セレモニーホールを木崎で営んでおり、家族葬の需要が増加傾向にあるため新規に出店を計画、当該地は県道に面しており、利便性が良く市外の利用者も見込めるためとのことです。事業計画は、木造平屋建てセレモニーホール、建築面積294.75㎡と来客用駐車場9台分です。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、長生土木事務所から道路工事施行承認書、市土木管理課から法定外公共物土木工事施行許可書が提出されております。排水は雨水が新設排水路に、污水が合併処理浄化槽処理後に新設排水路に接続です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて12号議案です。申請地は茂原字中三貫野地先外1筆、畑593㎡です。隣接する宅地279.25㎡と併せた872.25㎡を一体利用します。法目の★★さんが、神奈川県 of ★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は用途地域指定がされている住宅地内にあり有効利用を図るため宅地分譲を計画するものです。事業計画は、187.11㎡から239.36㎡の宅地分譲4区画です。

お手元にあります説明資料の図面ですが、黒塗りが全体計画でされております。今回の申請分はこのうちの下半分となります。図面がまぎらわしく申し訳ありません。修正をお願いします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内であり第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。

排水は雨水が側溝に接続、汚水は公共下水道に接続です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて13号議案です。申請地は、鷺巣字南町地先、畑209㎡です。長生村の★
★さんが、鷺巣の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパート生活ですが、一戸建てにして家族の生活環境を改善、また、当該地は自然に恵まれ学校など環境に申し分のない最適地のためとのことです。事業計画は、木造二階建て専用住宅、建築面積65.41㎡を1棟です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内であり第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水が浸透枳による宅内処理、汚水を公共下水道に接続です。確認が必要な隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて14号議案です。申請地は、早野字向原地先外1筆、畑244㎡です。埼玉県
の★★さんが、早野の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は住宅地であり元々家屋もあったためとのことです。事業計画は、宅地分譲1区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は雨水が側溝接続、汚水は公共下水道に接続です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて15号議案です。申請地は、下永吉字町田地先、田472㎡です。木更津市の★★さんが、下永吉の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、当該地は子育てで親族の協力を得られる場所であり、環境も良好なためとのことです。事業計画は、木造平屋建て専用住宅、建築面積127.77㎡とカーポートの設置です。

次に転用許可基準です。立地基準について、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は雨水が排水路へ放流、汚水も合併処理浄化槽処理後に排水路に放流です。確認が必要な隣接農地所有者は2人おり、確認を得ております。★★から排水同意書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて16号議案です。申請地は、下永吉字柳坪地先、畑313㎡です。早野の★
★さんが、母親である下永吉の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパート住まいのとこ

ろ、子供が生まれたことにより、手狭となったため、母親の所有地に住宅を建てるものです。事業計画は、木造平屋建て専用住宅、建築面積100.20㎡を1棟です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は街区の占める宅地割合が40パーセントを超えていることから、農地法施行令第7条第2号bのイに該当し第3種農地と判断ができます。街区の占める宅地割合については長生農業事務所に確認を取り付けてあります。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から法定外公共物土木工事施行許可書が提出されております。排水は雨水が側溝、汚水も合併処理浄化槽処理後に側溝接続です。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて17号議案です。申請地は、下永吉字中島地先、田330㎡です。中の島町の★★さんが、下永吉の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、当該地は進入路もなく農作業が困難であり、また耕作の予定もないので駐車場として有効活用したいためとのことです。事業計画として、埋立ては行わず整地のみで、大型車と中型車を各1台、小型車を5台、バイクを1台の合計8台分の駐車場を計画しております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみです。排水は雨水自然浸透です。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて18号議案です。申請地は、ゆたか地先、畑442㎡の内221㎡です。栗生野の★★さんが、長尾の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、当該地は区画整理事業で整備された閑静な住宅地であるためとのことです。事業計画は、当該地を分筆して、木造平屋建て専用住宅、建築面積74.52㎡とカーポートの設置です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は雨水が側溝、汚水は公共下水道接続です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続いて19号議案です。申請地は、小林字芝地先、田47㎡です。町保の★★さんが、小林の★★さんから土地を買い受けて、進入路用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、既存の進入路が狭いので拡張して利用しやすい進入路とするためとのことです。事業計画として、埋立て後に転圧することとなっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

	説明は以上となります。
会長	小委員会からの報告をお願いします。
第二 小委員長	小委員会の審議結果を報告します。１１号と２０号議案、以前に自動車整備工場で許可を得たところで、今回計画変更でセレモニーホールとのことです。現地は刈り込みしてきれいになっておりますので、許可相当となりました。１２号議案、住宅地の中で宅地分譲するとの計画で環境としては良くなるだろうとのことで、許可相当となりました。１３号議案、用途地域内の区画整理された場所で、問題なく許可相当となりました。１４号議案、用途地域内の３種農地とのことで、許可相当となりました。１５号議案、１種農地で例外規定が適用されるということですが、例外規定である集落への接続がどの程度までの距離を指すのかと議論がありましたが、当該地は適用される場所であり、また、過去に転用許可を受けている土地ということもありましたので、許可相当となりました。１６号議案、３種農地ということで、許可相当となりました。１７号議案、申請地への進入口がどこかとの話がありまして、確認したところ南側の同一所有者の土地から進入するとのことでしたので、許可相当となりました。１８号議案、土地区画整理組合の中で用途地域ということで、問題なく許可相当となりました。１９号議案、西側の分譲に隣接する進入路が狭いとのことで拡張するための申請で、問題なく許可相当となりました。以上です。
会長	１１号と２０号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	一部、草が生えていて耕作をするのは難しい場所であるかなと思いますので、今回の施設の計画は問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	県道に接している土地で家族葬の需要も多いとのことなので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。１１号、２０号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは１１号、２０号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして１２号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	住宅地の中の土地で周りに住宅がいっぱい建っているところです。用途地域内で宅地分譲ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	用途地域の３種農地で住宅地の中ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。１２号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは１２号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして１３号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは区画整理組合の施行地ということで宅地のための場所なので問題なく、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。１３号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは１

3号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして14号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 3種農地であり公共下水道も整備されて周辺も住宅が建っておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周りが住宅地で用途地域でありますので問題なく、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。14号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは14号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは近隣に二重堤堰というのがあって来年からの堤体工事を予定しております。土地改良法でここら辺は受益者農地となっていて、転用がきかないところですが、申請地は受益者農地に該当していない土地ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は1種農地ですが以前に転用許可を得ている所で、埋立てもされておりますので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。15号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは15号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周辺は住宅も多く用途地域ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は3種農地ですし周辺は住宅地になっております。隣接農地所有者1名から同意を得ているということなので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして17号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは大雨が降ると水が出る土地ですので、だいぶ高く盛っております。大雨時には地域の方々の車を一時避難の駐車場として開放すると聞いており、地域のためにもなりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 既に1メートル以上盛土してあった土地の奥の土地で、手前の土地所有者と同じ方が駐車場として利用するとのこと。用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。17号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは17号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして18号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は住宅建築を目的とした区画整理地内で問題ないですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。18号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは18号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして19号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	形状が細く、田として利用できませんし、奥の住宅の取り付け道路にするとのこと。用途地域でもありますので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は地目が田ですが、狭小地であり田としての利用はできません。用途地域の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。19号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは19号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして21号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第21号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）説明します。 （内容等について説明する。）
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは21号議案については承認とさせていただきます。続きまして22号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第22号農用地利用集積等促進計画案の意見回答について説明します。 （内容等について説明する。）
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは22号議案については意見なしとさせていただきます。続きまして23号議案、令和7年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第23号令和7年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金について説明します。 （内容等について説明する。）
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは23号議案については承認とさせていただきます。次に報告に入ります。
事務局	次の事案を報告 ・農地法第3条の3の規定による届出について

- ・ 軽微な農地改良の届出について
- ・ 地目変更登記申請に係る照会について
- ・ その他

会長

以上で本日の総会を終了します。